

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要									
共-1-5	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-4 請負代金内訳書 1. 受注者は、契約書第3条第1項の規定により、工期の始期日から30日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-4 請負代金内訳書 1. 受注者は、契約書第3条第1項の規定により、契約締結後30日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正									
共-1-11	<p>1-1-23 建設副産物 4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。</p>	<p>1-1-23 建設副産物 4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所へ掲げるものとする。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正									
	<p>1-1-23 建設副産物 5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。</p>	<p>1-1-23 建設副産物 5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所へ掲げるものとする。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正									
共-1-15	<p>1-1-24 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 6.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> ポストテンションI(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く) </td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">土(岩)質の変化した時</td> <td></td> </tr> </table>	ポストテンションI(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)			土(岩)質の変化した時		<p>1-1-24 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 6.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> ポストテンションI(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 地覆工 橋梁用高欄工 トンネル掘削工 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く) </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 鉄筋組立て完了時 土(岩)質の変化した時 </td> </tr> </table>	ポストテンションI(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 地覆工 橋梁用高欄工 トンネル掘削工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	鉄筋組立て完了時 土(岩)質の変化した時	地覆工、橋梁用高欄工の追加
ポストテンションI(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)											
	土(岩)質の変化した時											
ポストテンションI(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 地覆工 橋梁用高欄工 トンネル掘削工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	鉄筋組立て完了時 土(岩)質の変化した時										
共-1-20	<p>1-1-33 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>1-1-33 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正									

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-22	<p>1-1-33 工事中の安全管理 17.</p> 	<p>1-1-33 工事中の安全管理 17.</p> 	誤植
共-1-23	<p>1-1-33 工事中の安全管理 30.</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1-1-33 工事中の安全管理 30.</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正
共-1-24	<p>1-1-33 工事中の安全管理 40.</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>1-1-33 工事中の安全管理 40.</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-33	<p>1-1-46 特許権等 3.</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>	<p>1-1-46 特許権等 3.</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>	諸法令の改定に伴う修正
共-1-33	<p>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 5.</p> <p>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 5.</p> <p>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 6.</p> <p>また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならぬ</p>	<p>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 5.</p> <p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 6.</p> <p>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 7.</p> <p>また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>条文の追加</p> <p>誤植</p>
共-1-45		<p>1-1-62 打合せ等について 1.</p> <p>工事を適正かつ円滑に実施するため、監督職員及び受注者は打合せや問合せ等を行った場合はワンデーレスポンスに努めるものとする。</p> <p>ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	条文の追加
共-2-29	<p>第2章 材料</p> <p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、表2-31、表2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p>第2章 材料</p> <p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、表2-31、表2-32の規格に適合するものとする。</p>	諸法令の改定に伴う修正

頁	改定前	改定後	摘要																												
共-2-30	<p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="280 336 958 611"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 °C</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000	引 火 点 °C	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告	<p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="1041 336 1720 611"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 °C</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000	引 火 点 °C	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告	<p>諸法令の改定に伴う修正</p>
項 目	標準的性状																														
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000																														
引 火 点 °C	250以上																														
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																														
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																														
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																														
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告																														
項 目	標準的性状																														
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000																														
引 火 点 °C	250以上																														
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																														
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																														
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																														
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告																														

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-2-31	<p>第14節 道路標識及び区画線</p> <p>2-14-1 道路標識 (1)</p> <p>JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)</p>	<p>第14節 道路標識及び区画線</p> <p>2-14-1 道路標識 (1)</p> <p>JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)</p>	J I S名称変更に伴う修正
共-2-33	<p>第15節 その他</p> <p>2-15-2 合成樹脂製品</p> <p>JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)</p>	<p>第15節 その他</p> <p>2-15-2 合成樹脂製品</p> <p>JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)</p>	J I S名称変更に伴う修正
共-3-1	<p>第3章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p>	<p>第3章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ポラードの設置便覧 (令和3年3月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-2	<p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p>	<p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-3	<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-2 材料 4. (7)</p> <p>鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</p> <p>②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</p>	<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-2 材料 4. (7)</p> <p>以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>①凍結防止材を散布する区間</p> <p>②交通量が非常に多い期間</p> <p>③海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)</p> <p>④温泉地帯など</p> <p>⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-3	<p>3-3-2 材料 5. (2)</p> <p>受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく 2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>3-3-2 材料 5. (2)</p> <p>受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上としなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-5	<p>3-3-2 材料 6. (2) ⑤</p> <p>受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。</p>	<p>3-3-2 材料 6. (2) ⑤</p> <p>受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-12	<p>3-3-9 小型標識工 15.</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m²以上、ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>3-3-9 小型標識工 15.</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZT49) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-12	<p>3-3-10 防止柵工 3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。</p>	<p>3-3-10 防止柵工 3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT49) 49μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-29	<p>第4節 基礎工 3-4-4 既製杭工 13. (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。 (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。</p>	<p>第4節 基礎工 3-4-4 既製杭工 13. (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。 (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。</p>	J I S名称変更に伴う修正
共-3-29	<p>3-4-4 既製杭工 14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	<p>3-4-4 既製杭工 14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	J I S名称変更に伴う修正
共-3-67	<p>第7節 地盤改良工 3-7-5 パイルネット工 4. (8) ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。</p>	<p>第7節 地盤改良工 3-7-5 パイルネット工 4. (8) ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。</p>	J I S名称変更に伴う修正
共-3-79	<p>第10節 仮設工 3-10-16 トンネル仮設備工 9. 受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p>	<p>第10節 仮設工 3-10-16 トンネル仮設備工 9. 受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル (吸入性) 粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-79	<p>3-10-16 トンネル仮設備工 10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。</p>	<p>3-10-16 トンネル仮設備工 10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m³以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-5-6	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 現場練りコンクリート 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3. 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 8603-2 練混ぜ性能試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 現場練りコンクリート 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3. 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	J I S名称変更に伴う修正
共-5-9	<p>第6節 運搬・打設 5-6-5 締固め 4.</p>	<p>第6節 運搬・打設 5-6-5 締固め 4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p>	条文の追加

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-3-1	<p>第2編 河川編 第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月) 国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和2年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)</p>	<p>第2編 河川編 第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月) 国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和3年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修 諸基準類の改定に伴う修 諸基準類の改定に伴う修</p>
河-4-1	<p>第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月) 国土交通省 機械工事塗装要領 (案) ・同解説 (平成22年4月)</p>	<p>第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月) 国土交通省 機械工事塗装要領 (案) ・同解説 (令和3年2月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修 諸基準類の改定に伴う修</p>
河-4-21	<p>第10節 橋梁付属物工 (鋼管理橋) 4-10-8 銘板工 3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p>	<p>第10節 橋梁付属物工 (鋼管理橋) 4-10-8 銘板工 3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。</p>	<p>施工実態を踏まえた規定 の変更</p>
河-4-27	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋) 4-13-5 PCホロースラブ製作工 1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。</p>	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋) 4-13-5 PCホロースラブ製作工 1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</p>	<p>施工計画書に記載するこ とを規定</p>
河-4-30	<p>第16節 舗装工 4-16-4 橋面防水工 4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工 (日本道路協会、平成19年3月) の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第16節 舗装工 4-16-4 橋面防水工 4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工 (日本道路協会、平成19年3月) の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>施工上の留意点について 規定</p>
河-5-1	<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」 (国土交通省、令和2年3月) の規定によらなければならない。</p>	<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」 (国土交通省、令和3年3月) の規定によらなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修 正</p>
河-8-4	<p>第8章 河川維持 第7節 路面補修工 8-7-2 材料 3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8章 河川維持 第7節 路面補修工 8-7-2 材料 3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>誤植</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-2-1	<p>第6編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p>	<p>第6編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
道-2-3	<p>第3節 舗装工 2-3-4 橋面防水工 4.</p> <p>受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工 (日本道路協会、平成19年3月) の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第3節 舗装工 2-3-4 橋面防水工 4.</p> <p>受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工 (日本道路協会、平成19年3月) の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>施工上の留意点について規定</p>
道-2-12	<p>第7節 防護柵工 2-7-1 一般事項 3.</p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」 (日本道路協会、平成28年12月) の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、3-3-10防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 防護柵工 2-7-1 一般事項 3.</p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧4-1. 施工」 (日本道路協会、令和3年3月) の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、3-3-10防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
道-4-1	<p>第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	<p>第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)</p> <p>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
道-4-7	<p>第3節 工場製作工 4-3-8 橋梁用防護柵製作工 1. (2) ②</p> <p>受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>第3節 工場製作工 4-3-8 橋梁用防護柵製作工 1. (2) ②</p> <p>受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上としなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R05. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-4-19	<p>第7節 橋梁付属物工 4-7-6 橋梁用防護柵工 2. 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p>	<p>第7節 橋梁付属物工 4-7-6 橋梁用防護柵工 2. 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い期間 ③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
道-5-2	<p>第5章 コンクリート橋上部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p>	<p>第5章 コンクリート橋上部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧（令和3年3月） 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月） 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正</p>
道-6-2	<p>第6章 トンネル（NATM） 第2節 適用すべき諸基準 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）</p>	<p>第6章 トンネル（NATM） 第2節 適用すべき諸基準 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
道-8-2	<p>第8章 コンクリートシェッド 第3節 プレキャストシェッド下部工 8-3-6 受台工 3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8章 コンクリートシェッド 第3節 プレキャストシェッド下部工 8-3-6 受台工 3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>工種間の整合</p>
道-9-1	<p>第9章 鋼製シェッド 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月） 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月） 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p>	<p>第9章 鋼製シェッド 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正</p>
道-9-3	<p>第4節 鋼製シェッド下部工 9-4-6 受台工 4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 鋼製シェッド下部工 9-4-6 受台工 4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>工種間の整合</p>
道-11-1	<p>第11章 地下駐車場 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）</p>	<p>第11章 地下駐車場 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

